

とちぎ食の安全・安心推進会議
(第15回) 議事録

1. 日 時 平成26年2月4日(火) 14:00～16:15

2. 場 所 栃木県庁本館6階大会議室1

(司会)

ただいまから第15回とちぎ食の安全・安心推進会議を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます保健福祉部生活衛生課、課長補佐の清嶋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の予定を紹介させていただきます。

開会挨拶の後、議事に入りまして、質疑や意見交換等を含めまして、おおむね午後4時の終了を予定しておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

次に、委員の出欠についてご報告いたします。

中村次郎委員、佐原委員におかれましては、ご都合により欠席とのご連絡をいただいております。本日は16名の委員のうち14名の委員にご出席をいただいておりますので、とちぎ食の安全・安心推進会議規則第5条第2項の規定に基づきまして本会議が成立いたしますことを、ご報告申し上げます。

それでは開会に当たりまして、栃木県保健福祉部長、名越宛よりご挨拶を申し上げます。

(名越保健福祉部長)

皆さん、こんにちは。栃木県保健福祉部長の名越でございます。第15回となりました「とちぎ食の安全・安心推進会議」の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

改めまして、委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、また本日は非常に天候が悪く、この会議にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

食は、私たちが健康で豊かな生活を送る上で欠かすことのできない大切なものでございます。食品の安全性を確保することは極めて重要でございます。

一方で、昨年の秋にホテルや百貨店で次々と発覚いたしましたメニュー表示の偽装問題、また先日も大変話題になりましたが、学校給食のパンを原因といたします1,000人以上の患者を出したノロウイルスによる食中毒事例など、多くの食の安全にかかわるニュースが散見されます。県民の皆様方の関心が最も高い分野であると思えます。

県といたしましては県民の皆様が安心して食生活を送れますよう、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」を策定いたしまして、食品の生産から消費に至る幅広い施策を総合的かつ計画的に進めておりますが、加えて、このような事件等にも対応いたしまして、より一層、食の安全・安心を確保するための対策を講じているところでございます。

現在進めております計画は2期計画でございます。今年度は5年間の計画期間の、ちょうど中間の年に当たります。本日の会議でございますけれども、この2期計画に基づきます施策の実施状況をご報告させていただきますとともに、いただいた意見をもとに今後の施策や、次の3期計画に反映させていきたいと考えております。

また本日、用意させていただいております資料の中に、来年度の食品衛生監視指導計画(案)につきましても準備いたしております。これにつきましても併せてご意見をいただければと思います。

話は変わりますが、ことしの10月、本県におきまして全国健康福祉祭、愛称「ねんりんピック栃木」が開催されます。これは県内各地で高齢者を中心に、スポーツや文化の競技大会やイベントを開催するものでございまして、県外から選手と役員を合わせて約1万人、県内の動員を合わせますと50万人にも上る参加者を見込んでおります。私どもといたしましては大会の成功に万全を期すために、食品関係施設の監視指導や食品検査の強化を軸に、食の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解、ご協力をいただければと思います。

では、本日の会議、委員の皆様方から食の安全に関する忌憚のないご意見をお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
(司会)

それでは、これから議事に入ります。

この後の進行につきましては石井会長、よろしくお願いいたします。

(石井会長)

皆様こんにちは。会長を仰せつかっております石井晴夫と申します。

先ほど県保健福祉部長さんのほうからもお話がございましたように、今日は思いがけない雪の中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。見ている分については本当にきれいですけど、皆様方は帰りの足の心配もされておられるのではないかと思います。よろしくお願いしたいと思います。

議事に入ります前に、一言ご挨拶させていただきます。

食の安全・安心は私たちの関心の高いところでございますが、昨年から今年にかけて、先ほど部長からもお話がありましたように、メニュー表示だとか、そしてまた思わぬ故意による農薬混入事件などが発生しまして、信頼性に関しては多くの方々が大変関心と、そしてまた心配を抱いているところだと思います。

そのような中、県は食の安全・安心・信頼性の確保に向けたさまざまな事業を実施しております。本日はその実施状況につきまして、生産から消費に至る幅広い分野での報告があると聞いております。現在の基本計画の期間も3年目を迎えまして、半ば、半分になっております。次期計画も検討しなければならないところでございますし、来年度の食品衛生監視指導計画の説明も同時にあるということでございます。今後、ますます食の安全・安心・信頼性が確保されますよう、委員の皆様方にはそれぞれの分野のご専門のお立場から忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以降、座らせていただきまして、議事のほうを進行させていただきたいと思っております。

それでは、お手元の議事次第にもございますように、議題の「(1) 食の安全・安心・信頼性の確保に向けた施策に関する報告について」から始めたいと思っております。

アの2期計画に基づく事業の実施状況と、イの県政世論調査の結果につきまして、続けて事務局からご説明をいただいた後、ご意見・ご質問等を受けたいと思っております。

それではアとイも含めて、全体の中で事務局からのご説明をお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

(斎藤生活衛生課食品安全推進班長)

生活衛生課食品安全推進班長の斎藤と申します。よろしくお願い申し上げます。

議題1の食の安全・安心・信頼性の確保に向けた施策に関する報告につきまして、説明させていただきます。

この報告書は「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」第8条の規定により策定した「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画(2期計画)」に基

づき講じた施策の実施状況及び指標の達成状況について、取りまとめたものでございます。
まず、条例及び基本計画について説明させていただきます。

「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（２期計画）」の概要版の１ページをご覧ください。

平成１８年に制定しました条例を簡単にまとめたものでございます。

第１条の目的で、「県民の健康の保護を目的とし、食の安全・安心・信頼性の確保に関して基本理念を定める」としており、その下の第３条で「県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもとに、県・事業者が必要な措置を講ずる」など、五つの基本理念を定めております。

第４条の県の責務としまして、「県は、この基本理念にのっとり、食品の生産から消費に至る行程の各般に応じて総合的かつ計画的な施策を講ずる」ことになっております。

そのために、第８条で、基本計画を定めることとされております。

基本計画（２期計画）の冊子をご覧くださいと思います。

５１ページでございます。こちらから条例の全文が記載されております。

５３ページの第８条の４で、「基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、とちぎ食の安全・安心推進会議の意見を聞かなければならない」とされております。

５７ページをご覧ください。現在の２期計画の策定経過でございます。計画開始の年の２年前から、県民の意識調査等を行い、推進会議でご意見を伺った上で、計画を決定しております。

なお、福島第一原発事故による放射性物質に対する不安の高まりを受けまして、平成２３年１１月に計画の見直しを行い、放射性物質に関する項目を追加しております。

現２期計画が２７年度までですので、２７年度末までに３期計画を決定し、２８年度から、この施策を進めていくことになります。このため、３期計画の策定については２６年度から作業を進めていくことが必要になります。

そこで、議題（１）アの２期計画に基づく事業の実施状況といたしまして、平成２４年度の実績の報告と県民の意識調査の一つということで、イの県政世論調査の結果について報告させていただきますので、後ほど、３期計画の策定も視野に入れまして、ご意見をいただければと思います。

では、資料１の報告書をご覧ください。

１枚目をめくっていただきたいと思います。条例第１８条の規定によりまして、計画に基づき講じた施策については、毎年度、県議会に報告するとともに県民に公表することになっております。

初めに、概要を説明させていただきます。

２ページをご覧ください。施策体系の一覧になります。２期計画では六つの基本目標、２０の施策目標を掲げまして、６０の個別事業を実施いたしました。

３ページは、６０の個別事業のうち、年度別の指標を設定した１７項目についての年度目標の達成状況の一覧表になります。年度目標を達成したものを○、未達成ですが前年度より改善したものを△、未達成で前年度より改善していないものを▲で評価いたしました。

１７項目のうち、○が１４項目で８２．４％、△が２項目で１１．８％、▲が１項目で５．９％という状況でございました。個別の事業内容及び実績については基本目標ごとに記載し、平成２４年度実績を踏まえた今後の取組についても、今後の施策の展開としてそれぞれまとめています。年次目標未達成の事業につきましては一層の取組の強化を図り、目標達成に努めてまいります。

以上が概要になります。

それでは、基本目標1から順に、関係課から説明させていただきます。

(山田経済流通課マーケティング対策班長)

経済流通課マーケティング対策班長の山田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

4ページをご覧ください。

基本目標1の生産段階における安全と信頼の確保について、ご説明いたします。

一つ目の施策目標の(1)安全な農産物の生産の推進の事業の実施状況ですが、ページの中ほどになります。主な施策の①GAPの導入促進による安全な農産物の生産の推進でございます。

GAPとは、農薬の適正な使用や作業者の衛生管理など、農産物の安全に関わる生産工程の正確な実施や記録、点検・評価を行い、持続的に農業生産を改善していく活動でございます。農産物の安全に係る危害要因を事前に洗い出しまして、その対策を講ずることによりまして、生産する農産物の安全性向上につながります。

実施した事業といたしましては、まず消費者の関心が高い農薬に関する知識の普及啓発を図るため、農薬の使用者等だけでなく、一般の方々も対象にした研修会の開催や広報活動などを行いました。

また、GAPを実践する産地の拡大に向けましては、県やJAの関係職員を対象といたしまして、GAP導入を支援する指導者を養成するための講座ですとか、GAPの客観的な点検手法であります農場点検の実施に向けた研修会を開催してまいりました。

指標としてGAPの実践及び農場点検を実施する組織数を掲げておりますが、生産組織として農場点検を実施することへの理解は浸透してきておりますが、生産組織の全会員で取り組むというところまでには至っていない組織もありますことから、24年度目標値を下回ることとなってしまいました。

今後の施策の展開につきましては、引き続きJA等と連携いたしましてGAPの導入を促進しますとともに、農場点検の導入を促進するため、より高度な指導者向けの研修を実施いたしまして指導力の向上を図りながら、目標達成に向けて取り組んでまいります。

(藤田林業振興課主幹)

林業振興課の藤田と申します。

続きまして、主要な施策の②キノコのGAPの導入推進について、説明させていただきます。

事業内容ですが、キノコGAPの導入は、安全・安心な栃木のキノコの供給を推進するため、GAP導入手法の普及を図り、キノコGAP導入産地の拡大を図っていくものであります。

事業の実施状況ですが、キノコGAPについては、これまで菌床シイタケ産地を中心に導入を進めてきたところではありますが、福島第一原子力発電所事故の影響により、原木シイタケ等においては多くの市町で出荷制限の措置がとられるなど、甚大な被害が及んでいる状況にあるため、平成24年度につきましては、計画導入産地数7に対し実績は5産地と、目標を下回る状況となっております。

今後の施策の展開ですが、現在、出荷制限となっている原木シイタケ等キノコ類については、国が示す出荷制限解除に関するガイドラインにおいて、放射能対策を含めたGAPを実施することが解除の要件として位置づけられております。このため、生産者単位ではありますが、出荷制限解除に向けたGAP導入の取り組みを進めてきた結果、昨年、平成25年10月23日に矢板市の原木シイタケ施設栽培において、一部の生産者ではあります。出荷制限が解除されたところでもあります。

キノコGAP導入は、原木シイタケ等の出荷制限解除に向けて重要な取り組みとなることから、引き続きGAP導入の取り組みを推進し、出荷制限解除を加速させるとともに、キノコGAP導入産地の拡大を図ってまいります。

(山田経済流通課マーケティング対策班長)

経済流通課の山田でございます。

6ページをご覧ください。

二つ目の施策目標の(2)生産者等に対する監視指導の強化の実施状況でございますが、ページの中ほど、①の農薬の使用者及び販売者に対する監視指導の強化につきましては、毎年度、計画的に農薬の販売者等に対する立入検査を実施しているものでございまして、一部の業者等に改善指導を行いました。指導事項としましては、農薬の仕入れ販売状況の帳簿への記帳漏れが主なものでございました。

この立入検査件数が指標の一つになってございますが、24年度は203件と、ほぼ計画どおりの実施状況となっております。

今後の施策の展開でございますけれども、引き続き、計画的に立入検査を実施いたしまして、農薬の使用基準の遵守や販売の適正化等の徹底を図ってまいります。

次に、②畜産における監視指導でございますが、24年度は、家畜伝染病予防法に基づくBSEを初めとした監視伝染病の定期的検査や、高病原性鳥インフルエンザのモニタリングによる感染動向の監視、また家畜由来の大腸菌の薬剤耐性調査を実施いたしまして、耐性菌の発現状況の把握や抗菌剤の適正使用を指導してまいりました。

また、動物用医薬品、飼料に関する指導・検査といたしまして、動物用医薬品の販売、製造業者等に対する適正表示及び品質確認のための立入検査や、牛飼養農家に対する飼料の適正使用の調査指導など、合わせて340件の指導検査を実施してございます。

指標は、この指導・検査数としておりますので、指標の300件に対する達成率は113.3%となっております。

今後の施策の展開ですけれども、引き続き、全ての畜産農家に対しまして家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守状況の確認や監視伝染病の定期検査を実施しますとともに、人獣共通感染症の定期的な検査等による感染動向の監視や薬剤耐性菌の発現状況等調査などにより、安全性に関する監視を強化してまいります。

また、生産現場での安全性のチェックのため、動物用医薬品や飼料の品質確認及び流通・使用の適正化につきまして、製造販売業者や畜産農家への立入検査等を実施してまいります。

なお、25年度もほぼ計画どおりに監視指導及び検査を実施しているところでございます。

次に、7ページになりますけれども、③養殖衛生管理の普及・指導でございます。

水産試験場の職員が養殖生産現場を巡回いたしまして、生産者から魚病の発生状況とその対応について聴取いたしまして、水産用医薬品の適正な使用及び病気の発生を未然に防ぐための防疫対策についての指導を行いました。

指標は巡回を行った生産者数としており、目標どおり47人について実施しております。あわせまして、水産用医薬品の適正使用につきましての会議を毎年2回開催しまして、養殖生産者への啓発を図っております。

今後につきましては、引き続き、巡回指導の実施と水産用医薬品の会議の開催を通じまして、養殖衛生管理の普及・指導に努めてまいります。

続きまして、8ページをご覧ください。

(3)トレーサビリティの定着と生産情報公開の促進の事業実施状況でございますけれども

ども、①農産物の生産履歴の記帳と情報公開の促進といたしまして、本県では、生産履歴の記帳と内容確認の取組を広く普及推進しておりまして、各農協において生産履歴記帳運動が定着してきております。また、消費者等からの信頼を高めるため、それらの生産情報を公開する取組も推進しております。

農産物の生産情報をホームページ等に公開している組織は115組織でありまして、これは部会員が20名以上の生産組織の約78%で、目標を上回って推移してございます。今後は、取組が遅れている生産組織を重点的に指導したいと考えております。

また、②米流通適正化の推進につきましては、平成23年に米トレーサビリティ法が完全施行されたことに伴いまして、実績のところ記載のとおり、制度の周知徹底と普及啓発に努めております。

米トレーサビリティ法では、米や米加工品の原料となる米穀等につきまして、生産から販売の各段階で取引の記録を作成・保存することと、産地情報を伝達することが事業者には義務づけられておりますので、今後も引き続き、取引記録の作成や産地情報の伝達等の取組が徹底されますよう、指導に努め、米流通の適正化を図ってまいります。

(斎藤生活衛生課食品安全推進班長)

生活衛生課の斎藤でございます。

10ページをご覧ください。

基本目標2は、製造・加工・流通・販売段階における安全と信頼の確保についてでございます。

施策目標の(1)食品営業者等による自主衛生管理の推進につきましては、主な施策の①食品自主衛生管理等の推進としまして、食品営業施設の食品衛生責任者に対する再教育講習会の開催のほか、県内に約1,000名おります食品衛生指導員による巡回指導や、食品衛生法に基づき知事から委嘱された食品衛生推進員38名による自主衛生管理の普及啓発活動を行いました。

指標には食品衛生推進員の活動件数を掲げましたが、24年度は38名の推進員のうち、年度途中で体調不良等により2名退任してしまったため、わずかに、目標値の1,050件を下回ってしまいました。

今後も引き続き、食品営業者や食品衛生責任者に対する講習会の開催や、食品衛生指導員や推進員の活動の支援をしてまいります。

推進員につきましては任期が2年間で、25年度は新たに委嘱しておりますので、新しい推進員に積極的に活動していただくよう支援しているところであります。

次に、主な施策の②とちぎハサップの認証取得促進についてです。

HACCPはアメリカで開発された食品安全管理手法で、原材料の仕入れから製品出荷までの全ての工程において危害の発生を防止するため、重要ポイントを重点的に監視・記録することによりまして製品の安全性を確保するシステムであります。とちぎハサップはこの考え方を取り入れて、基本的な衛生管理を確実に続けることができる施設を県が認証する制度です。

認証取得を希望する事業者に対するHACCP導入を支援するセミナーの開催、直接訪問しての説明や、制度の普及促進のための広報活動を行いました。指標に認証施設の累計数を掲げましたが、24年度は累計で50施設となり、目標を達成しております。

現時点の認証施設数は52施設で、今年度目標達成をしておりますが、今後もフードバレーとちぎ推進協議会等の各種団体とも連携しながら、制度の周知・認証取得促進に努めてまいります。

12ページをご覧ください。

二つめの施策目標の（２）食品営業者等に対する監視指導の強化につきまして、主な施策の①栃木県食品衛生監視指導計画の策定についてですが、この監視指導計画は食品関係施設の危害度に応じた監視指導や食品の検査計画を定めたもので、毎年３月に計画を策定・公表し、４月から実施しております。

２６年度の計画につきましては、この後の議題の（２）で説明させていただきます。

主な施策の②計画的かつ効果的な監視指導及び食品検査の実施としまして、保健所などの食品衛生監視員が食品関係施設に対して監視指導を行いました。監視指導の回数につきましては業種ごとの危害度を勘案し、監視指導の重要度により決めており、１万５、５６７件実施いたしました。監視達成率は１１４．８％で、目標を上回っております。

食品の検査につきましても、計画に基づき、県内で製造または流通している食品４、１４０件について、製品の規格基準検査、アレルギー物質含有食品検査、遺伝子組換え食品検査や放射性物質検査などの検査を計画的かつ効果的に実施いたしました。達成率は１０２．９％となり、こちらも目標を達成しております。

検査結果の内訳は報告書のとおりでございますが、規格基準検査の主な違反内容は、アイスクリーム類の大腸菌群の検出でした。不適とは、衛生規範というガイドラインの基準に不適合だったもので、洋生菓子の大腸菌群検出などでありました。どちらも、製造施設などに対しまして速やかに改善の指導を実施しております。

今年度につきましても、ほぼ計画どおりに監視指導及び検査を実施しているところであります。

１４ページをご覧ください。

施策目標の（３）食品表示の適正化の推進につきましては、主な施策の④食品表示に関する指導の強化と関係機関の連携ですが、食品の表示に関する法律には食品衛生法、ＪＡＳ法、景品表示法などがありますが、それらを所管している生活衛生課、くらし安全安心課、国の機関である関東農政局、宇都宮市と連携して、効率的・効果的な指導が可能となります。合同監視を実施しました。１１６の食品販売業者に対して監視指導を実施しましたので、目標を上回っております。

ほかに、監視指導を行う職員向けの研修会の開催や食品表示１１０番による相談受付を行いまして、随時、関係機関との連携を図り、指導を実施してまいりました。今後も同様に関係機関による連携を図り、適正な表示がされた食品が消費者に提供されるよう、事業者に対する指導を実施してまいります。

今年度の合同監視につきましては、既に約９０施設に対して監視指導を実施しております。

主な施策の②適正な食品表示の普及啓発としまして、食品表示制度についての普及啓発や法令遵守意識の向上を図るため、事業者や消費者を対象にした各種研修会を開催いたしました。また、啓発のためのパンフレットやチラシを作成、配布いたしました。今後も同様に、継続して実施してまいります。

食品表示関係では食品衛生法、ＪＡＳ法、健康増進法の食品の表示に関する部分を統合した食品表示法が、昨年６月に公布されました。現在、国で新たな基準等を策定中で、２７年度に施行の予定となっておりますが、１、２年の猶予期間が設けられますので、完全移行はさらに先になる見込みです。県では国の動向を踏まえまして、本県におけるより効果的な組織体制等について協議を行っているところであります。

また、昨年秋に飲食店等のメニュー偽装等の問題がありましたが、これに関する対応につきましては、議題の最後の（４）その他のところで説明させていただきます。

次に、１６ページをご覧ください。

基本目標3は、消費段階における安全と信頼の確保についてです。

施策目標の(1)食品の安全性に関する理解促進につきましては、主な施策の①消費者を対象とした食の安全に関する講習会等の実施としまして、各種講習会やセミナーを開催し、平成24年度は2,659人が受講し、累計で1万7,000人を超えており、目標を上回っております。今後も引き続き、さまざまな機会を捉えまして実施してまいります。

主な施策の②子どもの頃からの食品の安全に関する学習推進としまして、小学5、6年生を対象として、食品表示、食中毒予防、正しい手洗いを勉強する食品安全教室を県内10校で実施いたしました。受講者は671人で、累計で1,400人を超え、こちらも目標を上回りました。今年度も食品安全教室を継続して実施しておりますが、昨年同様、県内10校で実施し、受講者は712人でありました。

18ページをご覧ください。

施策目標の(2)消費者相談体制の充実・強化につきましては、主な施策の①食品の安全性等に関する相談体制の充実としまして、健康福祉センターや消費生活センターにおいて相談受付をいたしました。その中で、健康福祉センターに相談があった食中毒や不良食品に関する危害情報の申出は265件ありました。

詳細につきましては46ページをご覧ください。

危害情報の申出は、条例第17条第1項に掲載されております。

情報の種別としまして、腐敗・変敗、異物混入などの不良食品に関する情報が198件と最も多く、そのうち126件については行政指導を行いました。

生産、製造、加工、流通、販売の各段階の取扱いに関する情報は、無許可営業や食品の不衛生な取扱いに関する情報で66件あり、そのうち53件について行政指導を行いました。今後につきましても相談等に的確に対応するとともに、内容によって関係機関と連携し、迅速に対応してまいります。

昨年末に発覚いたしました冷凍食品への農薬混入事件では、対象食品を摂取しないよう県ホームページで注意喚起を行った上で、各健康福祉センターと宇都宮市保健所で健康被害等に関する相談に対応いたしました。健康被害等の相談件数は集約しまして、速やかに公表いたしました。また早急に検査体制を整備し、マラチオンの検査を実施いたしました。

1月31日までの相談件数は56件、検査検体数は6件でしたが、マラチオンが検出されたものはありませんでした。

(山田経済流通課マーケティング対策班長)

経済流通課の山田でございます。

22ページをご覧ください。

基本目標4は、環境に配慮した生産から消費に至る活動でございます。

(1)環境と調和のとれた生産活動、エコ農業とちぎの推進事業の実施状況でございますが、①の化学肥料・化学農薬の使用量低減に向けましては、土壌診断に基づく農業者への施肥改善の指導を行いますとともに、病虫害の発生に関する情報や、環境への負荷が少ない防除資材の利用などによりまして、化学農薬の使用を最小限に抑える手法であるIPMを推進するため、モデルほ場の設置などに取り組んでまいりました。

指標には、害虫の天敵などを利用する生物農薬等の環境に配慮した資材の使用面積を掲げていますが、24年度の使用実績は7,840ヘクタールと目標を上回っております、IPMの取り組みが着実に広がっているものと考えてございます。

今後の施策の展開でございますけれども、土壌診断に基づく施肥量の適正化や堆肥の利用を促進するとともに、効果が徐々にあらわれる肥効調節型肥料の活用など、肥料効率の高い技術の導入を推進いたしまして、化学肥料の使用量低減に取り組んでまいります。ま

た、引き続き、化学農薬の使用を最小限に抑える I P M の普及を推進してまいります。

次に、②化学肥料・化学農薬を低減した農産物の認証促進でございますけれども、化学肥料と化学農薬の使用量を慣行栽培の半分以下で生産した農産物を「とちぎの特別栽培農産物」、愛称でリンク・ティと言いますが、リンク・ティとして認証しているものでございます。現在、水稻、茶、イチゴなど、10の作物、418ヘクタールで取り組まれています。

今後もこうした取組の拡大を促進していくことによりまして、環境への負荷軽減を図ることはもとより、県産農産物に対する消費者の信頼性の向上と安心感のある農産物の提供に努めてまいります。

(斎藤生活衛生課食品安全推進班長)

生活衛生課の斎藤でございます。

28ページをご覧ください。

基本目標5は、県民、事業者、行政間の情報の共有と相互理解・信頼関係の確立です。

施策目標の(1)食品に関する情報共有の推進につきましては、主な施策の①食品の安全性等に関する情報公開の推進としまして、放射性物質に関する食品の検査情報を県ホームページに速やかに掲載するほか、県政記者クラブに資料提供を行いました。ホームページの閲覧数は150万件を超えております。

主な施策の②食品衛生情報等の共有としまして、食品衛生監視指導計画のパブリックコメントの実施や結果の公表、食中毒等について記者クラブへの情報提供等を行いました。

今後も引き続き、食品の安全性や衛生に関する必要な情報を迅速にわかりやすく提供するよう、努めてまいります。

30ページをご覧ください。

施策目標(2)事業者と消費者の相互理解の推進と支援につきましては、主な施策の①食に関する体験機会の拡大としまして、各種料理教室やコンクール、子どもの食育を進める出前講座や農業体験教室を開催いたしました。

主な施策の②事業者と消費者の理解促進としまして、「とちぎ食と農ふれあいフェア」などの消費者交流イベントを開催したり、県が認証している栃木県特別表示認証食品、いわゆるEマーク食品に関して広く情報提供するなど、事業者と消費者の交流を促進するとともに、事業者の取組の紹介やアンケートの実施によりまして、事業者と消費者の相互理解を促進しました。

今後も同様の事業を実施して、事業者、消費者相互の理解促進に努めてまいります。

次に、32ページをご覧ください。

施策目標(3)リスクコミュニケーションの推進につきましては、主な施策の①意見交換による相互理解の推進としまして、生産から消費までの関係者相互の意見交換会を資料のとおり開催しまして、合計3,715人に参加いただきました。参加者の累計数は9,515人となりまして、目標を大きく上回っております。

今年度は、とちぎ食品安全フォーラムとして、6月に「BSE対策の見直しについて」と、11月に「放射性物質と食品の安全性について」の2回開催しまして、合計で約400人の参加をいただいております。

今後もNPO団体等と協働し、県民との意見交換と相互理解の推進を図ってまいりたいと思っております。

36ページをご覧ください。

基本目標6、食の安全と信頼の確保のための体制の充実及び連携強化についてです。

施策目標の(2)監視指導及び検査体制の充実・強化並びに人材の育成につきましては、

主な施策の①家畜防疫員、食品衛生監視員等の資質の向上としまして、県の職員であります家畜防疫員と食品衛生監視員に対する専門知識習得等の研修を行いまして、資質の向上を図りました。

37ページになりますが、主な施策の⑤農薬使用に係る指導者の育成としまして、農薬販売者や農薬使用者、ゴルフ場で農薬を使用する者に対して、農薬に関する専門的な研修を実施し、認定試験に合格した者を農薬管理指導士またはゴルフ場農薬適正使用士として認定しています。平成24年度は新規に80人を認定し、累計で延べ2,649人になり、目標を達成しております。

今後も、職員の資質向上等により監視指導や検査体制の充実を図るとともに、事業者に対して適切な助言のできる指導者の育成に努めてまいります。

38ページをご覧ください。

施策目標の(3)安全な食品を生産するための技術開発と食品安全に関する研究の推進につきまして、主な施策の①残留農薬等検査の効率化についてです。

食品に残留する農薬等につきましては、平成18年からポジティブリスト制度が導入されまして残留を認めるものがリスト化され、それ以外は一律基準で規制されました。この制度を適正に運用するため、一斉分析法による検査項目の増加と効率化を図るための研究を行っております。24年度は、一斉分析ができる項目数を170項目に増やすことができましたので、目標を達成しております。

他にも、農政部におきまして、安全な農産物等を生産するための技術開発や、管理技術の研究を行っております。

今後につきましても引き続き、食の安全に配慮した生産技術の開発や管理技術の研究を推進してまいります。

42ページをご覧ください。

施策目標の(5)放射性物質に対する食品安全管理体制の強化につきましては、原発事故を受けまして平成23年11月に計画に追加した施策目標でございまして、詳細は、追補版を参照していただければと思います。

事業の実施状況につきましては、前回7月の本会議で既にご報告させていただいておりますので詳細な説明は省略させていただきますが、放射性物質の検査体制を整備し、農産物のモニタリング検査等を実施しました。結果につきましては速やかに公表し、消費者に情報提供するとともに、リスクコミュニケーションを実施し、放射性物質と食の安全性についての理解促進に努めました。

今後につきましても計画的な検査を継続するとともに、消費者への情報提供及び理解の促進に努めてまいります。

続きまして、伊の栃木県政世論調査の結果につきまして、ご説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。

本調査の概要ですが、目的は、解決すべき課題について、県民の県政に対する意識・要望などを的確に把握し、県政施策の企画・立案及び県政執行上の参考に資するために実施しているものであります。

調査は、青少年の健全育成や健康づくりなど、約40の項目について行っておりますが、その中で、食の安全・安心について4項目の調査を行いましたので、本日はその結果をご報告させていただきます。

調査方法等につきましては、資料のとおりでございます。

次のページをご覧ください。

問25からになりますが、「食品の安全性について不安を感じていますか」という質問

では、「大いに感じている」が27%、「多少は感じている」が48.7%となり、不安を感じている方が、合わせますと全体の約4分の3を占めております。同じ質問を23年度から県政世論調査で行っておりますが、過去の調査結果と比較しますと、「不安を感じている」が若干、増加しております。

「不安を感じている」と答えた方に、さらにどのような部分に不安を感じているかを尋ねた結果が、次のページの間25-1になります。棒グラフの濃い方が今年度の調査結果で、やや薄い方は24年度の調査結果になります。食品添加物、残留農薬、輸入食品、放射性物質の順に多くなっておりまして、24年度に一番多かった放射性物質は、今年度は4番目に下がっております。

次に、問26「食品を購入するときに気をつけることは何ですか」という質問ですが、鮮度、賞味期限・消費期限などの日付表示、原産地・原産国、価格の順に多くなっております。24年度の結果と比較いたしますと、原産地・原産国を気にする方が増えております。

次のページをご覧ください。

問27「食の安全に関する正しい知識や情報は得られていると思いますか」という質問ですが、「得られている」と「ほぼ得られている」を合わせますと約半数になりますが、「得られていない」と回答した方が3割を超えておりました。

過去の調査結果と比較いたしますと、「得られている」と「ほぼ得られている」はやや増加しており、「得られていない」はやや減少しております。

次のページをご覧ください。

問28「食品の安全性は向上していると思いますか」という質問では、「向上している」が15.8%、「少しは向上している」が51.3%で、合わせますと約7割が向上していると回答しております。一方、「向上していない」は、ほぼ1割でした。

過去の調査結果と比較いたしますと、「向上している」と「少しは向上している」の割合は余り変わりありませんが、「向上していない」は減少しております。

県政世論調査は以上でございます。

(石井会長)

どうも、詳細なご説明ありがとうございました。

それではただいまの報告につきまして、ご意見・ご質問等をお伺いしたいと思います。大変多岐にわたっておりますので、まず基本目標1からお伺いして、最後に全体としてのご意見をお伺いしたいと思います。

それでは基本目標1について、ご意見・ご質問等をお願いいたします。

(前田委員)

トレーサビリティについてですけれども、昨年のアクリフーズの農薬混入でも問題になりましたOEMで出荷されている製品について、製造元というのが、例えばプライベートブランドですと包装に表示されていないというような問題もありましたが、そのあたりは今後こういった対応をとられる予定なのかをお聞かせ願えればと思いますが。

(石井会長)

いかがでございますか、事務局。

課長、お願いします。

(田辺生活衛生課長)

生活衛生課でございます。

食品衛生法の中で製造所固有記号というのが認められておりまして、販売者名と製造所に固有の、消費者庁に届出た記号をつければ、それで製造者名としては表に出ないで表示

できるという制度があります。これは前から大変問題になっているわけですが、いわゆる販売者しか出てこなくて製造者が見えないことで議論があったわけですが、今回この事件を受けて、また国の消費者庁で検討されているような話を聞きます。

今は消費者庁の情報は新聞情報しかありませんけれども、業界団体の意見を聞いている段階のようでございます。業界団体の意見は二つに分かれていて、一つは、いわゆるPB商品であっても、販売者が責任全てを負うわけだから、これでもいいじゃないかという議論と、そうじゃないだろうという議論が二つあるようでございます。これが今どういう方向で議論が進んでいるかというのはちょっとわかりませんが、大変大きな問題とされているというのは聞いております。また情報がございましたら、その都度、情報提供させていただきたいと思っております。

(石井会長)

ありがとうございます。

(室井委員)

放射能の検査の問題ですが。

年が明ける前、12月24日、県内の市町長協議会の中で、放射性物質の最終処分場の話が出ていたわけですが、どこになるのかというのはわかりません。ただ、県内のどこかにつくるということになったときに、それはちょっと脅威だなということを感じています。

そこで、もう少し検査項目をふやせないかなと思っています。一応そういう施設をつくるという、広域自治体ということになりますので、その辺の意欲的な施策をお考えになっているかどうかを質問したいです。

よろしく願いいたします。

(石井会長)

ありがとうございます。

田辺課長、お願いします。

(田辺生活衛生課長)

今言われたのは最終処分場等の問題で、農産物等についての検査項目でいろんな検査をしたほうがいいのではないかとご質問だと思いますけれども、あくまで食品についての回答をさせていただきますと、食品の基準値自体がセシウムに限って基準値を設定しております。国からの説明では、最初に事故があって放出されたものについて、その成分等がわかっているので、セシウムについて基準を設けてやれば安全は確認できるというお答えをいただいておりますので、今後も引き続きセシウムの項目で、基準は変わらないと思っておりますので、その検査について継続していきたいと思っております。

(石井会長)

ありがとうございます。

国の基準等が出ていますので、それに基づいて、県の行政サイドとしてはしっかり検査を進めているということです。

(室井委員)

やはり絶対ということがないわけです。だから例えばコンクリートパイルとかで、頑丈につくったといっても、100年で壊れるということもございませぬ。ただ、今は出なくても5年後、10年後、50年後、100年後を見ていかなければならないということもあるわけですね。これは多大に、子供たちにつけを回すことだと思います。だから検査基準を国に要望する形で、意欲的に取り組んでいただけないかと私は思います。

(田辺生活衛生課長)

ご意見ありがとうございます。

今、プルトニウム等の元素については国のほうで検査をやられていると聞いておりますので、国で行った検査結果の状況について、速やかに県民の皆様へ情報提供してまいりたいと思います。

(石井会長)

引き続き、よろしく願いいたします。

(前田委員)

米のトレーサビリティに関してですが、この報告書では販売業者、飲食店など、対象事業者と書かれていますが、工業利用されるような食品に、食用としては適さないお米が転用されたという過去の事例もあったと思いますが、洗濯のりなどの工業製品の加工者や販売経路にまで啓発活動をされているのかお教えいただきたいです。

(経済流通課)

米のトレーサビリティ法ですが、これは生産者から販売事業者まで、主に米トレーサビリティの場合は飲食店が中心ですが、そちらで産地情報等を一般消費者に伝えるという取り組み。食に適さないお米については食糧法で網がかかっています、そちらについても啓発しているところです。

(石井会長)

ありがとうございます。

それでは基本目標2の製造・加工・流通・販売段階における安全と信頼の確保についてご質問、ご意見を賜りたいと思います。

(小久保委員)

基本目標2の①とちぎハサップのことについて、ちょっとお聞きしたいです。これはかなり業界団体だとかそういうところに推進ということをお図りいただいています、消費者に対する宣伝、プロパガンダというのがどの程度かということですね。

今回、資料2で世論調査というのがありますが、例えばその中に「とちぎハサップのことについて知っているか、知らないか」、そういうことが入っているのかどうか。その辺をちょっとお聞きしたい。

というのは、今、これの推進を国もかなり、去年の閣議決定以来、図っているけれども、やはり消費者に認識していただかないと業者は乗ってこないというところがあります。国の農林水産省の施策でも消費者教育というのにかなり力を入れていますので、その辺、栃木県はどういうふうになっているのか、ちょっとお聞きしたいです。

(斎藤生活衛生課食品安全推進班長)

計画を立てるに当たりまして大規模な調査をしまして、その中の項目としまして、とちぎハサップに関する質問は入っておりません。

やはり消費者に対しても、当然、啓発は必要であります。県としましては、とちぎハサップの推進をする上で、事業者にも当然知ってもらわないと困りますし、消費者の方にもわかっていただかないと、よさがわかっていただけないので、いろいろな広報を使いまして、例えばハサップ推進月間等を利用して、新聞やラジオ番組で啓発をしていまして、なるべく知ってもらおうという取組をしているところであります。

(小久保委員)

実は東京都でも、私、座長をやっているのですけれども、推進して300以上。ただ、やっぱり栃木県では、例えばバスに宣伝を載せたとか、いろんなことをお聞きしているので、東京都もそれを見習わなければというような話もちょっとしているのです。

それはそれとして、後でまたお聞きしようと思ったのですが、資料にぜひ質問事項をつ

けていただきたい、全部。そのように思います。基本目標2とはちょっと関係ないですけども、よろしくをお願いします。

(石井会長)

ぜひ次回、よろしくをお願いします。

ほかにございますでしょうか。

(前田委員)

とちぎハサップの認証についてですが、これは24年度の目標値、指標が48となっていて、それに対して50ということですが。これは一度認証されたら、それがずっと継続するものなのか、あるいは年ごとに再認定が必要なのか、そのあたりをお聞かせ願えますか。

(斎藤生活衛生課食品安全推進班長)

3年ごとの更新になります。ですから一度とっていただいても、3年後にもう一度おとりいただくことになりまして、この時点での数が50ということで出させていただいております。

(前田委員)

そうしますと23年度から続いている中では、年度ごとに3年更新、そういうのがずれる、そういう事実があるということですね。

(斎藤生活衛生課食品安全推進班長)

基本的には大体更新されるところがほとんどでありまして、大震災の影響で施設が壊れてしまつてとても無理だということも1カ所ございました。そういうのもありますけれども、基本的には継続していただいているのが現状でございます。

(前田委員)

その3年間については、例えば年に何回とか、あるいは数年に何回、技術研修会みたいなものを課すとか、そういったこともあるのですか、決められているのですか。

(斎藤生活衛生課食品安全推進班長)

施設に対しましては、その後の状況の確認もございますので、年に1回は確認がございます。認証機関が二つございますので、そちらの認証機関が実際に工場というか、施設に伺いましてチェックするということがございます。それ以外にも技術的な支援ということで、専門の先生をお呼びしまして、実際に認証されている施設に声をかけまして集まっております。新しい技術の導入とか、そういうことで進めているところでございます。

(前田委員)

認証を受けた施設に関しては何か、この認証を受けることによって、認証を受けていますという表示をすること自体メリットと思うのですが、そのほかに何かメリットとしてはございますか。

(斎藤生活衛生課食品安全推進班長)

とちぎハサップの認証マークを商品につけることができますので、そういった意味では差別化になりますし、衛生管理がしっかりできているところを認証していますので、その証でもあります。それから認証を受けることによって従業員の方の意識が高まったとか、それから苦情が減ったとか、そういうメリットはあると聞いております。

(前田委員)

ありがとうございます。

(石井会長)

ありがとうございます。

とちぎハサップはかなり普及されてきて、消費者も生産者の方もよく話題に最近出てい

ますので、非常に効果が上がってきているなどと思います。

(小久保委員)

これは昨年の7月ですか、閣議決定で国がH A C C P推進ということを決めたので、今は厚生労働省もその検討委員会をつくってやっていますよね。やはり今はこれを広げるチャンスだと私は思っているんですよ。だからぜひ頑張ってやっていただきたいと思っています。そうじゃないと、日本がやはり置いてけぼりを食ってしまうので、ひとつよろしくをお願いします。

(田辺生活衛生課長)

ありがとうございます。

毎年、指標を設けて、その施設を増やしていきますので、その中で積極的に広報もやりまして、増やしていきたいと考えておりますので、またいろいろアドバイスいただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(小久保委員)

栃木は全国でも最初に始めた県ですから、ひとつよろしくをお願いします。

(石井会長)

ありがとうございます。

先ほど報告の中で、食品表示法というお話がございましたね。これの具体的な内容とか、概要は後日、また詳しく教えていただけるような機会もありますか。

(斎藤生活衛生課食品安全推進班長)

いろいろ組織的にも協議しているところですので、その辺についてはまた、進み具合によりますけれども、説明させていただくことになると思います。

(石井会長)

消費者の皆さんは食品表示に大変関心が高いものですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(竹内委員)

食品事業者コンプライアンス確立研修が一度開かれて、その様子はどうだったかということと、それからこの間のことを見ますと、やはりこの問題は非常に大きくて、コンプライアンスだけでなくその企業の内部統制をどうしていくのかという問題が大きくなると思います。今回のコンプライアンスの研修会がどうであったかということと、できればもう少し回数をふやしていただきたいと思ひます。

(石井会長)

いかがでございますか。

(須賀くらし安全安心課消費者行政推進室長)

県民生活部くらし安全安心課の須賀と申します。

この資料にございます食品事業者コンプライアンス確立研修は私ども、くらし安全安心課で主催しているものでございます。今回、昨年の10月ごろから社会問題化したメニューの偽装表示問題を受けまして、通常2月から3月に実施しているものを、今年度は1月末に前倒して実施させていただいたところでございます。

その状況でございますけれども、食品事業者でコンプライアンスを担当する職員でありますとか、また企業のトップの方々が約100名弱、参加されまして、実施したところでございます。来年度について、今考えているところでは、こういった研修会を、今年度までは年に2回、夏ごろに一般の消費者を対象とした食品表示の研修会、それと、今申し上げた例年2月から3月にかけて実施しておりますコンプライアンス研修と、年2回を実施していたところでございますけれども、来年度につきましては今回の問題を受けまして1

回増やして、同じ企業でもコンプライアンスではなくて、食品表示の実務を担当する職員、社員を対象とした研修会も実施したいと考えているところでございます。

(石井会長)

ありがとうございます。

竹内委員のご指摘は両方あるんです。コンプライアンスというマクロ的な法令遵守、これは当たり前のことなんです。もう一つ、内部的なものというのは、内部統制という制度があって、それはもっとミクロ的な細かいシステムが今でき上がっていますので、ぜひそこもちょっと検討していただいて、各食品事業者さんに内部統制の、できればガイドラインみたいなものを設けてやっていくと、かなり両方的に、全体的な話ともう少しマイクロな、ミクロ的な話と両方できますので、今後の検討課題として、委員のご指摘も踏まえて進めていただければと思います。

それでは時間の関係もありますので、基本目標3の消費段階における安全と信頼の確保というところをお願いしたいと思います。

(飯島委員)

一連のアクリフーズの問題だとか、ノロウイルスはパンというところが非常に衝撃的でした。そういったものが県内で流通しているのだろうかとか、二次被害を拡大させないという意味では、相談窓口であるとか、今は健康福祉センターでいろいろな危害情報の申し出を受けているということですが、意外と、県民からすると、保健所は何となくイメージがわきますが、健康福祉センターといっても、ふだんなかなか身近にあるとは思えませんので、今の体制がだめということじゃなくて、今で十分だろうかというようところでちょっと考えていただいたり、窓口の周知であるとかを上手にされるといいのではないかなという気がいたしますので、よろしくをお願いします。

それと県民のアンケート調査を見ても、少しずつ改善されてきているのですが、食に関心がありながら食の知識となると相当、まだ50%ぐらいの人がよくわからないという形で話していますので、小学生なんかも始めていますが、その辺のところから食に関する知識というのを、毎日食べるものでもありますし、学ぶというか、啓発しながらやっていくことが、子供から大人へということも期待できるでしょうし、そういう中でやられたらどうかなということで。今後の3期計画のほうに向けて考えていただくといいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

(田辺生活衛生課長)

保健所という名前は非常に歴史がございまして、わかりやすいということで浸透しているわけですが、健康福祉センターは平成9年にできてからまだまだ時間がたっていないわけです。健康福祉センターは保健所と福祉とが合体したようなということで、健康福祉センターという名前にしたわけですが、今後ともその名前が保健所と同じぐらいのレベルで県民の皆様にご理解いただけるよう、積極的にまたPRしてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

また、アクリフーズの相談窓口につきましては1月6日から、県の内部で協議しまして、宇都宮市の保健所と県の健康福祉センターに相談窓口を設置しまして、結構相談がございました。結果としてはほとんど、食べて症状があったという相談が40数件ございましたけれども、自主回収の対象になっているアクリフーズの食品との因果関係が証明されたものはございません。また、家庭に残っていたものの食品の残留農薬の検査を6検体、保健環境センターで行いましたけれども、一切マラチオンは検出されていません。そういう結果でございました。

以上です。

(石井会長)

ありがとうございます。

(菊池委員)

私たちも本当に安全性は大事だなと思っております。なかなかこれを突きとめるのは大変だと思いますけれども、食品衛生監視員とか、指導員がいっぱいいるということは、私たちが安心できるのかなと、このシステムを考えるといいのかなとは思っています。食と農の相談室なんていうのもあるということで、やはりこういうところに質問できるようになってくるのが、私たち消費者としては理解促進できるような気がしますので、積極的に私たちが相談窓口があるというのを理解して、何かあったときはこういうところへ連絡してみようということを感じました。

あと健康福祉センターという名前について、先ほどお話がありましたように、私たちが健康福祉というと高齢者のためかなと、そんなイメージがあります。食品の安全性をきちんとということであれば、もうちょっと何か考えていただくのも一つかなと思っております。その辺はまたよろしくお願いします。

(石井会長)

ありがとうございます。

(田辺生活衛生課長)

ただいまご要望があったということを県の担当課のほうに伝えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

(石井会長)

ありがとうございます。

(植木委員)

一般県民向けの講習会のことですが、例えば栄養士会で、今までは栄養士会の会員向けにそういう講習会がありましたけれども、最近は一般県民もどうぞということでホームページのほうにも周知しておりますので、いろいろな知識を得る機会は増えていると思います。

(石井会長)

ありがとうございます。

ぜひそういう機会を増やしていただければと思います。

それでは基本目標4ですね、環境に配慮した生産から消費に至る活動というところも含めて、ご質問やご意見を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

(前田委員)

先ほどの基本目標3の消費段階にも関連したことですが、昨今、遺伝子組換え食品に関して、グローバルなそういうシェアで考えたときには無視できない状況になっていると思います。実際、海外から輸入される大豆の何割かはもう遺伝子組換え大豆であるとか、そういった記事も新聞によく載っているの、主に飼料用として、もう実際問題、日本の中でも利用されていると思います。今は実際、遺伝子組換え植物はまだ商用栽培されていないようですが、今後、日本の中ではアレルギー反応みたいなところもあって、なかなか浸透していかないのですが、実際問題としてはもう飼料用では、現実問題、使われている、そういう状況になってきていると思います。そういう意味では消費者に対する、遺伝子組換え食品とか、遺伝子組換え作物に対する正しい知識の普及もそろそろ考えないとだめな時期に来ているのではないかなと思います。消費者に遺伝子組換えイコール危険とか、そういったことではなく、正しい知識として伝わるような、そういう施策も必要になってくると思います。ですからそういうところをお願いしたいと思います。

(齋藤畜産振興課課長補佐)

畜産振興課の齋藤と申します。

遺伝子組換えの輸入飼料に関しましてはできるだけ、県内の畜産農家なり、酪農協等は使わないような方向もありますが、今先生がおっしゃいましたように正しい知識というところがどうしても歪曲されているというか、判断に使われていないような気がしますので、正しい知識を知らしめていく中で、使えるものは使う。ただ基本的には県内、我々、餌を使っている団体等は使わない方向で考えているのですけれども、先生がおっしゃったように、わからない中でそういう判断をしているというところもあると思いますので、正しい知識を知らしめていくようにしていきたいと考えております。基本は、まだわからないものだということを、どうも団体のほうで思っていますので、それがいいのかどうかも含めて、調べていく中で対応させてもらいたいと思っております。

よろしいでしょうか。

(石井会長)

よろしいですか。ありがとうございます。

(植木委員)

主催がどこだったか思い出せないのですが、遺伝子組換えの講演会に先日行ってきました。やはり今先生がおっしゃったように、こういうふうに使われているという説明もありましたし、安全に使っているという講演会でした。そういうのに一般県民として参加できましたので、そういう機会は少ないですけれどもありました。参考に。

(石井会長)

ありがとうございます。

この問題もまた極めて重要で大きな問題でございますので、今後引き続き、県としても県民にわかりやすい広報という中でお答えいただければと思います。よろしく。

(竹内委員)

遺伝子組換え問題ですけれども、生協でも非常に賛否両論でございます。遺伝子組換えの技術の問題はわかります。だけどその背景にあるものがいろいろあるので、県が今そのことをやられるということ自体がやっぱりなかなか難しい問題を含んでいるだろうと思います。先生がおっしゃるような正しい知識を持つことは大事だと思いますけど、その背景問題だとかいろんな問題がございますので、そこは慎重になさっていただきたいと思いません。

(石井会長)

大変重要なご指摘をいただきました。くれぐれも慎重にということでもよろしく願いいたします。

それでは、基本目標4、それから5の県民・事業者・行政間の情報の共有と相互理解、信頼関係の確立、それから6の食の安全と信頼の確保のための体制の充実及び連携強化というところで、全て含めてご質問やご意見を賜りたいと思います。どうぞお願いします。

(猪瀬委員)

ちょっと戻りますがいいですか。

先ほどのアクリフーズの事件ですが、結果として結局はいわゆる袋詰めの中で、個人の感情的な問題で起きたということですが、本題は個人もさることながら、それを監視できない、いつでもやれる状態にあったというのが問題だったのかなと。それまでは非常に厳密にというか、やってきているけれども、一部だけすき間があって、ああいう大きな事件になってしまったのが今回の事件かなということ考えた場合に、当然、事後対応というのは十分必要だと思います。やっぱりそのところを、国か県かわかりませんが、定期

的というか、不定期というか、その辺の内部統制というか、牽制というのが、食品業者にとってされているのかどうかのチェックというのが、今回の事件で非常に必要なことかなと皆さん思ったと思います。一番基本のところでも単純だけど、監視を強めないと、また出てくるという感じがするので、今回の事件を教訓にして、どう対応するのか。もしあれば教えていただきたいと思います。

(田辺生活衛生課長)

ありがとうございます。

アクリフーズの問題は刑事事件ではありましたが、食の安全を震撼させた大きな問題だと捉えておられて、やはり我々の指導のあり方、また工場での自主管理のあり方、これが大きく問われていると。前回の中国のギョーザ事件のときに厚労省から通知等が出ておりますが、そういうものも勘案しますと、やはり基本的には我々の指導も含めて従業員の性善説に立っていたらと。若干やはり考え方を改めて、性悪説に立った上でどういうふうに自主衛生管理を保つのか。それに対して我々がどういうふうに監視指導するか。その辺がやはりこれからの我々にとって大きな宿題だと思っています。これについては、もう国のほうでも若干それへの対応について検討が始まっていると聞いておりますけれども、そんな情報を得ながら、国に対してもいろいろな会議の中で、一緒につくっていきましようというようなことで我々もやっていきたいと思っておりますので、国のほうに強く要望していきたいと思っております。基本的な考え方としては、私は性悪説に立ったマニュアルの作成だろうと思っております。

(増渕委員)

今、性悪説に立った方がいいというお話ですけれども、これは本当にそんなに簡単な問題ではないと思います。今までやっぱりメーカーというのは、従業員と会社との間でお互いに協調関係を持ってやってきているわけです。今回それに担保をとるということであれば、監視カメラをかなりの台数入れないとチェックできないのです、現実的に。そこまでやって、従来うまくやってきている従業員との間の関係を、性悪説に立ってやりますといったときに、本当にうまくいくのかなというのが我々の問題です。新聞の論調だと性悪説に立って全部監視できるようにと。言うのは簡単ですけど、そこがなかなか難しいです。むしろ逆に、従業員と会社との間で十分円滑な関係を築いていくということのほうがいいことであって、それをチェックする方法として、我々メーカーですとボーナス、賞与のときは必ず評価を本人に伝える、内容を伝えて、本人が納得したというサインをもらっているわけですが、それだけでは足りないもので、我々は内部監査人というのを置いておりますので、内部監査人が今一生懸命、個人個人に当たって、ヒアリングをやっています。そういうことの積み重ねで、プラスアルファ監視装置を置くということじゃないと。あたかも性悪説に立って全てを図るところに世論が行っちゃうと、社会的な問題になるはずですよ。ですからそこは、言葉遣いに注意したほうがいいと思います。新聞がかなり性悪説に立って、いろんな装置をつけて監視してやらなきゃならんという論調をしていますけど、それは個人的に言えば私は行き過ぎだろうと思っております。

(名越保健福祉部長)

県としての発言が行ったり来たりして恐縮ですけど、今、増渕委員がおっしゃったとおり、ある程度、会社ごとの自主性に委ねる部分を残しておかないと非常に厳しい世の中になってしまうというところは、私も懸念しております。性悪説、性善説で二元論に終始せずに、いかに実効性を上げるための方法を考えていくのかということだと思いますけれども、悪意を持った行動に対して、これを完全にシャットアウトするというのは非常に難しいことです。そうならない土壌を企業としていかに育てていただくのかということをお

ポートするのが本来の行政の役割じゃないかというところに立ち戻って考えたいと思います。悪意がなくても、各会社で事件や事故が起こることはあると思いますけれども、その辺のリスク管理をうまくやっていただくために、私どもはどのようなふうなサポートできるかというところを突き詰めていくのが基本であろうかと思っております。

(石井会長)

ありがとうございました。

ぜひ、今の内部監査人制度とか、そういうリスク管理ということ、それが先ほどお話にあった内部統制と言われるものです。これは金融機関なんかが進事例で山のようなヒットアンドエラーを持っていますので、ご参考にしていただければと思います。

それではちょっと先に議事を進めさせていただいて、また説明が終わった後、各委員の皆様からお話を賜りたいと思います。

(2) 平成26年度栃木県食品衛生監視指導計画(案)について、先に事務局からご説明をお願い申し上げます。

(増山生活衛生課食品安全推進班課長補佐)

それでは私、生活衛生課長補佐の増山と申します。

それでは資料3でございますが、食品衛生監視指導計画につきまして、ご説明させていただきます。

この監視指導計画につきましては、食品衛生法第24条に基づきまして毎年作成しております。平成26年度の案を作成しましたので、概要を説明させていただきます。

まず、お手元の資料でございますが、資料3の1ページをご覧くださいと思います。

この計画の趣旨ですが、食品等の安全性を確保し県民の健康保護を図るため、食品衛生法に基づき、年度ごとに策定しているものでございます。内容につきましては、基本計画と整合性を図りながら、県が実施します監視指導や食品検査あるいは自主衛生管理の推進などにつきまして、本県の実情を踏まえて効果的に行うために、基本的な方向性とか重点的に実施すべき項目等について定めるものでございます。

左のページをご覧くださいますと、目次がございます、全体像としての内容がご覧いただけるかと思います。全部説明はできませんので、新たに追加、あるいは改正した部分を中心に説明させていただきますと思います。

次に、3ページをご覧くださいと思います。

監視指導等の実施体制及び関係機関との連携に関する事項としまして、(3)イの食品表示に係る連携の部分ですが、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律、いわゆる米トレーサビリティ法を所管する担当部局との連携を図ることを追加しました。

また昨年、レストランや百貨店で不適切なメニュー表示問題が起きました。適正なメニュー表示確保のため、景品表示法を所管する担当部局が食品事業者等を対象とする講習会を開催する場合や合同で表示の監視を実施する際は、必要に応じて関係事業所に関する情報の提供を行うこととしました。

次に、4ページをご覧くださいと思います。

中ほどの3、重点監視指導事項の(1)のア、ノロウイルスの項目でございます。

昨年度、平成24年のシーズンは、全国的には過去10年間でノロウイルス食中毒の発生が2番目に多い年でした。昨年末には県内の旅館で250名を超える大規模な食中毒が発生しました。調理従事者を介しての食品の二次汚染が問題でしたので、食品等の衛生的な取り扱い、正しい手洗い、嘔吐物の適切な処理のほか、特に調理従事者の健康管理が重要でありますことから、調理従事者の健康管理について重点的に監視指導、それから周知

徹底を引き続き実施していきます。

特に、学校給食のパンを原因食品とするノロウイルス食中毒が他県で発生したことを受けまして、学校給食用のパンを提供する施設に対する監視指導を強化し、学校給食施設に対する食中毒予防に関する普及啓発や技術支援を実施します。

次に、5ページをご覧くださいと思います。

(3) イベント等の開催に伴い提供される食品の衛生管理に関する事項としまして、今年の10月4日から7日まで第27回全国健康福祉祭とちぎ大会「ねんりんピック栃木2014」が開催され、応援・観客を含め、延べ50万人の参加者が見込まれています。こうした大規模イベント等の開催に当たりましては県内外から多数の関係者が参加されますので、開催県の務めといたしまして、食中毒等の食品衛生上の危害防止のため、関係する弁当等の製造施設や旅館に対して、事前に重点的に監視指導を実施いたします。

次に、(4) 放射性物質に関する事項といたしましては、食品の安全性に対する不安の払拭を図るため、引き続き、県内で生産及び製造される食品や流通する食品について、牛乳、乳児用食品、海産物及び食肉等を中心に放射性物質検査を実施し、基準値を超過する食品の流通防止を図ります。

その他、軽微な文言の修正等を行っております。

以上、大まかに、改正部分や追加部分について説明させていただきました。

この計画案につきましては、2月7日から、広く県民の皆様からご意見を伺うためにパブリックコメント、意見募集を実施することとしております。

以上でございます。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

ただいま26年度栃木県食品衛生監視指導計画(案)をご説明いただきました。何かご意見、ご質問等ございますか。

先ほどノロウイルスのお話もありましたが、それではあわせて(3)ノロウイルス対策の報告事項、一緒にそれも報告をお願いしますでしょうか。

(増山生活衛生課食品安全推進班課長補佐)

それでは引き続き、ノロウイルス対策について、報告させていただきます。

資料4でございますが、ノロウイルス食中毒対策についてということでもまとめてあります。

昨年度、平成24年度はノロウイルス食中毒が多発し、過去5年間で一番多く発生しました。

今年度は、昨年末に県内の旅館において、患者数が250名を超えるノロウイルス食中毒が発生しました。

静岡県浜松市では、学校給食のパンによる、患者数1,000人を超えるノロウイルス食中毒が発生しています。

現在このような状況ですので、ノロウイルス食中毒予防は食品衛生上、最大の課題となっております。

ノロウイルス対策の実施状況を報告いたします。

3のところですけれども、食品関係施設に対する監視指導は、ノロウイルス対策のため、年末一斉取り締まりを例年よりも1カ月前倒しして、2カ月間実施しました。

(2) 衛生講習会は、公益社団法人栃木県食品衛生協会が実施する、食中毒防止強化月間事業における衛生講習会に講師を派遣しました。さらに、昨年末からの大規模食中毒の発生を受けて、衛生講習会の開催及び講師を派遣しました。

(3) 食品衛生推進員と行政の協働により、皆さんのお手元にあるかと思えますけれども、自主衛生管理カレンダーを作成し、推進員の自主衛生管理の普及啓発活動を支援しています。そしてノロウイルス食中毒予防リーフレット、こちらのほうも資料につけてあるかと思えますが、これを作成しまして、監視指導や衛生講習会において説明するなど、啓発を図っています。この自主衛生管理カレンダーとリーフレットは、県民の皆様が広く利用できるように、県ホームページに掲載しております。

(5) 県民への広報は、ホームページのほか、ラジオ、メールマガジン等の各種広報媒体を利用し、ノロウイルス食中毒予防に係る啓発や注意喚起を実施しています。

(6) ノロウイルス食中毒をテーマに研修会を開催し、食品衛生監視員の資質の向上を図っています。

4ですが、今後のノロウイルス対策です。

現行のノロウイルス対策の充実・強化に加え、仮称ですけれども「ノロウイルス食中毒注意報・警報」を創設しまして、広く県民に効果的に注意喚起するシステムの構築を検討しています。以上です。

(石井会長)

ありがとうございました。

それでは、(4) その他としまして、飲食店等における食品表示の適正化についてという議題がございますので、これも先にご説明いただいて、全体討議に入りたいと思います。それではよろしくをお願いします。

(須賀くらし安全安心課消費者行政推進室長)

県民生活部くらし安全安心課の須賀と申します。よろしくお願ひいたします。

資料5をご覧いただきたいと思います。

私も、くらし安全安心課では景品表示法を所管しておりますことから、飲食店等における食品表示の適正化についてということで、昨年10月末から社会問題化いたしましたメニュー等の偽装表示について、県の対応等を説明させていただきたいと思います。

まず資料の1ページをご覧ください。

1のメニューの偽装表示問題の経緯でございますが、この経緯につきましては委員の皆様は恐らくご存じのことかと思えますので、記載のとおりでございますが、県内におきましては、最初の報道が10月31日でございます。新聞報道で県内のホテル内のレストランにおいてメニューの偽装表示問題が掲載されまして、11月19日が一連の報道の最後になったわけでございますけれども、県内においてもメニューの偽装表示問題が公表されたところでございます。

私はこの資料の中で偽装表示という言葉を使っておりますが、報道の最初のころは誤表示でありますとか不適正表示という言葉の使い方をされておりました。実際、報道されたいろいろな事例を見ておきますと、偽装と言えるものもありますし、誤表示と言えるものもありますので、さまざまかと思えますけれども、この資料の中では偽装表示という言葉を使わせていただいております。

問題の所在でございますが、報道にありました代表的な事例で、バナメイエビをシバエビと表記しておりましたが、こういったものは実際の食材と異なるメニューを表示していたということで、景品表示法に規定します著しく優良であると示す表示、優良誤認に当たり、景品表示法上、問題となるものでございます。

2ページをご覧ください。優良誤認という言葉は余り聞きなれない言葉ですので、若干説明させていただきます。景品表示法は、正式には不当景品類及び不当表示防止法という名前でございますが、景品類に関する規定と表示に関する規定の二つから成っております。

(2)の規制の対象となるものは商品サービスを供給する全ての事業者で、(3)の表示というものは顧客を誘引するために利用するあらゆる表示ということで、紙であるとかインターネットであるとか写真、口頭、全てでございます。ということで、料理のメニューにつきましても、この中の規制の対象となる表示ということになります。

(4)の不当表示の要件でございますが、品質や価格について実際のものよりも著しく優良または有利であると一般消費者に誤認されるような不当表示を禁止しているものでございまして、この表示を行った者の故意過失は要するものではございません。今回問題になっているのはこの優良ということでございまして、下の四角の囲みの中に優良誤認表示という記載がございしますが、商品サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示ということで、今回のバナメイエビをシバエビと表示したことが不当表示ということで問題となったものでございます。

1ページにお戻りいただきたいと思っております。

3の適正化への対応状況で、(1)が国の対応状況、(2)が本県の対応状況となっております。

まず国の対応状況でございますが、アに記載のとおり、記載の団体を通じた周知、それとイに記載がございまして報道にあった個別の事業者に対する対応ということで、個別に聞き取りを行ったり、立ち入り調査を行っております。

ウでございます。11月11日には関係省庁、消費者庁、農水省、国土交通省などの関係省庁の担当局長クラスによる食品表示等問題関係省庁等会議を設置いたしまして、エにありますとおり12月9日の第2回の会議におきまして食品表示等適正化対策を決定しております。

実際にこの資料の中の6ページ、7ページ、8ページにその対策の実際のものでございますが、時間の関係で省略させていただきたいと思っておりますが、内容としましては大きく三つございます。

①としまして個別事案に対する厳正な措置。

それと②、関係業界における表示適正化とルール遵守の徹底ということで、この中で、後に出てきますガイドラインを作成することを決定しております。

それと③、都道府県の権限強化、措置命令を含む景品表示法の改正等を決定ということでございまして、これは、現在の県には景品表示法により指示までしか権限はありませんので、指示に従わなかった場合は、国に措置請求するという仕組みになっておりますけれども、景品表示法を改正いたしまして、県も措置命令が出せるように法改正を考えているところでございます。現在開かれております通常国会におきまして、国は2月下旬ごろに法案提出を考えているようでございます。

それと1ページの3の(1)のオでございますが、これは個別の対応でございまして、具体的に報道のあった3社に対しまして措置命令を実施しております。

またあわせて、カに記載がありますとおり、ガイドラインとしてメニュー、料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方についてということで、ガイドラインの案を公表いたしまして、1月27日までパブリックコメントを実施いたしております。また、このパブリックコメントに出したと同時に、業界団体とか都道府県等との意見交換会、説明会を開いておりますので、今後、時期についてははっきりしてはおりませんが、正式にガイドラインが公表される予定になってございます。

以上が国の対応状況でございまして、(2)が県の対応状況でございます。

10月31日に初めて新聞に公表された翌日、11月1日、ホテル等が所属する栃木県食品衛生協会、それと栃木県生活衛生営業指導センター、この2団体に対しまして関係事

業者に対するメニュー適正表示に向けた周知を依頼しております。また併せて、こういった団体に属していない食品事業者もおりますので、9ページに添付しておりますけれども、県のホームページ上でも同様の内容の周知を図ったところでございます。

イでございます。一方、県内で報道された個別の事業者に対しましては、個別具体的な対応状況というのはお話しできないのですが、消費者庁と連携いたしまして、ガイドラインがこれから出されますので、その内容を精査した上で、不当な表示があった場合には適正に対処していきたいと考えております。

ウでございます。8月と12月は食品表示適正強化月間ということになっておりまして、問題が発生した直後の12月の月間におきましては、それまでスーパーや道の駅等を対象に合同監視を実施していたところでございますが、この中に百貨店も加えて実施しております。

最後、エでございますけれども、この問題が発生した後、幾つかの食品事業者などの団体から、景品表示法に関する研修会をやってくれないかということで、私どものほうに依頼が来ております。そういった依頼に応じて、研修会に職員を派遣しているところでございます。また、ここに記載がありますコンプライアンス確立研修会につきましては、先ほど竹内委員からご質問があった内容でございます。

私どもとしましては、今後も国が示したガイドラインの考え方でありまして、国の法改正の動向などを見きわめながら、個別事例に対しては適正に対処しながら、基本的には食品業界の適正化に向けた自主的な取り組み、これを促していきたいと考えております。

以上でございます。

(石井会長)

ありがとうございます。

それでは今まで、きょうは相当幅広い、そしてまた多岐にわたる内容について、ご審議いただきました。皆様のほうから、まだ若干だけ、ご意見やご質問等ございましたらお願いいたします。

(小久保委員)

ノロウイルスですけれども、ノロウイルス対策でノロウイルス食中毒注意報、警報を創設と書いてありますね。これは県独自としてはタイミングが非常に難しいと思います。注意報あるいは警報を出すわけですよ。実は東京都もやっているし、静岡でも同じことをやっている。

栃木県としてこういう注意報、警報をどういうタイミングで出すか、非常にこれから慎重に検討しないと、余り有効じゃないかなという気がします。その辺をどんなふう考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

(増山生活衛生課食品安全推進班課長補佐)

確かにタイミングが、全くの発生前に予防的なものができれば一番いいのかもしれないのですけれども、どのように効果的に注意報を発令して予防してもらうかというのが一番大切なところなのかなと考えております。その方法などについては小久保先生にまず相談させていただきたいとも考えているのですけれども、どのような方法で注意報、警報を発令すればノロウイルス予防に効果的になるのかというのをちょっと今は検討しているところです。

(名越保健福祉部長)

ご承知のとおり、ノロウイルスは食中毒というカテゴリーで見れば食品の安全ですけれども、基本的にはウイルスが人体に感染して激しい症状を起こすということで、感染症としての面も非常に大きくございます。感染症という意味では、感染症サーベイランスとい

う県内の発生動向を調べていますので、ノロウイルス等感染性胃腸炎の相関関係を見ながら、冬場にお腹を壊す感染症が流行っているタイミングに合わせてタイムリーな情報提供をしていく、これがひいてはノロウイルスの警戒につながるような仕組みを考えていけばいいのかなと思います。まだこれは県庁の中で議論させていただければと思います。

(久保委員)

浜松の発生後に厚労省から、発生予防についてという文書が各地に出されたと思います。これは1月27日に出たものなのでまだ多分、全部には周知が行っていないと思いますが、立入検査で判明した不備とか、それから食品の取り扱いでの不備とかというのが細かく出ています。二次的な予防になるかと思いますが、発生した後でどういうところから出たか。今回の場合は保菌者に全く症状がなかった。じゃあどこで判断するかということになると思います。そうすると、不備な点がどういうところにあったかということ、ある程度やっぱり二次予防のために県内でもお知らせするというようなことを早急にやっていただきたい。浜松で出た後で発生しているところがたくさんあると思います。そういったことが知らされれば、少しでも減らせるのではないかなとすごく感じましたので、こういう情報を手に入れることができれば、早急にやっぱり皆さんにお知らせしていただきたいというのをすごく感じました。

(石井会長)

久保委員の今のご指摘、ご要望でしたが、いかがでしょうか。

(増山生活衛生課食品安全推進班課長補佐)

皆さんにお伝えする手段というのが、効果的にできる方法が、先ほども説明しましたとおり、ホームページや各健康福祉センターに通知などもしているわけです。

浜松市の事例で申し上げますと、非常に工場は、マニュアル的にはいいマニュアルができていたようですが、それを実行することがなかなかできなかったというような報告が通知には書いてあったかと思えます。実行させるためにどのような方法がいいのかというのは、自主衛生管理の一つとして企業、事業所側にもその辺は考えていただくようなことになるかと思えますけれども、我々も監視の際には作成したリーフレットを配るなり、実際に一番問題だったのはやはり手洗いをきちんとしていなかったとか、やることになっていたことをしていなかったということが大きな原因の一つだと思いますので、あとは従業員の方の日常の健康管理というのも非常に大切で、これも自主衛生管理の一つだと思いますので、こちらのほうを監視指導の際にももう一度、再確認するようにしていきたいと考えております。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

まだまだご意見やご質問等があるのではないかと思いますけど、時間が大分超過しましたので、最後に副会長の中村先生からまとめをいただいて、それで締めたいと思います。よろしくお願いします。

(中村副会長)

ご指名でございますので。

一つ、細かな話からで申し訳ないですが、今のノロウイルスの話ですが、資料3の4ページで先ほどご説明がありましたけれども、ここに「学校給食用のパンを提供する施設に対する監視指導を強化し」というようなことがあります、今回の浜松はたまたま学校給食のパンであって、パンが必然的という話ではないですね。ご存じだと思いますけれども、例えば1996年の堺市の学校給食のO157なんかもそうですけれども、要するに学校給食というのは通常の飲食店の宴会よりももっと規模が大きくて、同じものを多くの

児童・生徒が食べていますから、こういうことが起こる。そういう意味ではパンに限らずに学校給食に関して、納入業者あるいは調理者、あるいは配膳する担当者、そういったところに対する指導の管理ということを徹底していただけるといいなと思いましたが、ぜひご検討いただければと思います。

あと、全般的に最近思っていることですが、やっぱりもっと我々国民は賢くならないといけないなと思います。ご存じのようにBSEに関連いたしまして全頭検査が廃止になりました。今は48カ月を超える牛しか我が国では検査しておりませんし、これは輸入、アメリカなんかからの輸入牛肉もそうです。これが導入されるまではかなり、危ないのじゃないかみたいなことがありましたが、入ってしまうと皆さん黙ってしまって、あれは一体何だったのですかという感じがしているのも事実です。私は一応、食品安全委員会の専門委員として、データなんかもしっかりと検証した上で、まあ大丈夫でしょうと言っています。そういったことをやはり皆さんにきちんと理解していただきたいという気がしております。

あるいは逆に、今のノロウイルスに関して言えば、少なくとも自分を守ろうとすれば、人を見たらノロウイルスと思え。人がノロウイルスではないですけど。例えばトイレに行ったら、前に使った人がノロウイルスをその辺に、例えばトイレの取っ手とか、そういったところにつけている可能性だってある。だから自分だけは手をきれいに洗いましょうね、石けんをつけてとか。そういったことで守っていくしかないのかなと思っております。その辺のところをやはり国民全体で、県の会議ですから県民全体が人任せにするのではなくて、自分でそうやって、まず少なくとも自分あるいは家族は守りましょうというような意識をもっともって持てるように普及啓発しなければいけないのかなと、今日の議論を聞いていて思いました。

ちょっと勝手な話でございますけれども、以上でございます。

(石井会長)

ありがとうございます。是非、今日いただきました、各委員の皆様から賜った貴重なご意見、ご提言を県行政に大いに反映していただいて、さらに安全・安心な食の推進を進めていただければと思います。本当にありがとうございます。

本日は長時間にわたり、熱心にご議論いただきまして、重ねてお礼を申し上げます。この辺で本日の議事は終了させていただきますが、進行を司会にお返しいたします。よろしく申し上げます。

(清嶋生活衛生課課長補佐)

本日はどうもありがとうございます。委員の皆様には本日は大変貴重なご意見をいただきまして、どうもありがとうございます。

ここで次回の開催日程について、ご案内いたします。次の会議は7月下旬を予定しております。改めてご案内させていただきますので、委員の皆様にはお忙しいところ恐縮でございますが、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第15回とちぎ食の安全・安心推進会議を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。